

## 玉村町週休2日制工事現場の試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業が取り組む週休2日の定着を支援するため、受注企業の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする週休2日制工事現場の試行にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、完全週休2日又は4週8休現場閉所のいずれかをいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。
- (3) 工事着手日 工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事に当たってはそれを含む）の初日をいう。
- (4) 現場閉所 現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。なお、閉所とは、労働者の休日・休暇に関わらず、現場を閉所した状態をいい、降雨、降雪等による予定外の休工日もこれに含むものとする。
- (5) 完全週休2日 原則として、全ての土曜日及び日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の現場閉所率が、100%（4週÷4週/月）を達成した状態をいう。
- (6) 4週8休現場閉所 対象期間における全ての月において、現場閉所率が28.5%（8÷28日）を達成した状態をいう。

### (実施対象工事)

第3条 週休2日制工事現場の実施は、全ての工事を対象とする。ただし、次の工事を除くものとする。

- (1) 災害応急などの緊急対応工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、現場条件の制約等により現場閉所等を行うことが困難であると町長が認める工事

### (週休2日制の考え方)

第4条 対象期間中は、週に2日間、工事現場を閉所とする。この現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の曜日を設定することもできる

ものとする。

- 2 受注者は、前項で規定する閉所日においては、技術者等の内業を含め、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを旨とする。
- 3 週休2日の達成状況については、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）により確認する。

(1) 完全週休2日

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った週) ÷ (対象期間の週) で算出し、現場閉所率が、100% (4週 ÷ 4週/月) を達成した状態をいう。なお、原則として降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所日の振替を認めない。

(2) 4週8休現場閉所

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った日) ÷ (対象期間の日数) で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5% (8日 ÷ 28日) を達成した状態をいう。なお、降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所日の振替を認めるものとする。

(実施対象工事の発注方法等)

第5条 週休2日制工事現場の発注に当たっては、発注者指定型又は受注者希望型とする。

- (1) 発注者指定型 発注者指定型とは、発注時から発注者が週休2日制工事現場を行うことを指定する工事をいう。

ア 実施対象工事の発注に当たり、施工条件の明示に週休2日制現場（発注者指定型）であることを明示し、発注手続を行うものとする。

施工条件の明示記載例

当工事は、「週休2日制工事現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休2日制工事現場の試行実施要領」に基づき工事を実施すること。

イ 当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

- (2) 受注者希望型 受注者希望型とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に実施する工事をいう。

ア 実施対象工事発注に当たり、施工条件の明示に週休2日制現場（受注者希望型）であることを明示し、発注手続を行うものとする。

施工条件の明示記載例

当工事は、「週休2日制工事現場（受注者希望型）」の実施対象工事であるため、「週休2日制工事現場の試行実施要領」に基づき、受注後速やかに工事打ち合わせ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。

イ 発注者指定型同様、当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

(実施方法及び確認方法)

第6条 週休2日制現場の受注者は、工事着手日までに速やかに、土日を基本とする4週8休以上の現場閉所日を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の場合、受注者は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申出を行うこと。

2 工事工程表の作成に当たっては、受注者の設計照査時間や材料手配に必要な期間も記載するほか、発注者の作業期間（段階確認及び関係者との調整期間、設計変更作業期間等）も記載するものとする。

3 災害対応などで他の現場にやむを得ず出勤した場合は、当該現場が閉所されていれば、「現場閉所」とするものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 受注者は、対象期間中「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、「現場閉所日」を振替えるものとする。

5 現場閉所日の振替については、以下によるものとする。

(1) 完全週休2日 土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上現場閉所日を振り替えることができる。ただし、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とする。

(2) 4週8休現場閉所 設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。月単位とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までとする。

6 週休2日制工事現場の達成状況は、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

(1) 工事現場の閉所の状況が分かる書類（出勤簿等）

(2) 企業の休日が分かる書類（就業規則等）

（間接工事費率等の補正）

第7条 週休2日の達成状況に応じ、労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費・現場管理費、市場単価及び土木工事標準単価について以下の補正係数により補正する。

(1) 間接工事費等

	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
	完全週休2日	月単位の4週8休現場閉所	
労務費	1.04	1.04	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費	1.03	1.03	1.00
現場管理費	1.05	1.05	1.00

(2) 市場単価

名称	区分	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
		完全週休2日	月単位の4週8休現場閉所	
鉄筋工		1.04	1.04	1.00
ガス圧接工		1.03	1.03	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.00
防護柵設置工（落石坊網）		1.02	1.02	1.00
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03	1.00
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
法面工		1.02	1.02	1.00

吹付砕工		1.03	1.03	1.00
鉄筋挿入工 (ロックボルト)		1.03	1.03	1.00
道路植栽工	植樹	1.04	1.04	1.00
	剪定	1.04	1.04	1.00
公園植栽工		1.04	1.04	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04	1.00
橋面防水工		1.01	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.02	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォーター ジェット工)		1.01	1.01	1.00

(3) 土木工事単価

名称	区分	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
		完全週休2日	月単位の4週8休現場閉所	
区画線工		1.04	1.04	1.00
高視認性区画線工		1.04	1.04	1.00
橋梁塗装工		1.03	1.03	1.00
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03	1.00
	人力	1.04	1.04	1.00
コンクリートブロック積工		1.04	1.04	1.00
排水構造物工		1.04	1.04	1.00
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04	1.00
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.02	1.02	1.00
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業車	1.04	1.04	1.00

連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業車	1.04	1.04	1.00
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業車	1.04	1.04	1.00
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04	1.00
	高所作業車	1.04	1.04	1.00
防草シート設置工		1.03	1.03	1.00
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.01	1.01	1.00
塗膜除去工		1.04	1.04	1.00
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04	1.04	1.00
機械式継手工		1.04	1.04	1.00
抵抗版付鋼製杭基礎工		1.03	1.03	1.00
ノンコーキング式コンクリートひび割れ 誘発目地設置工		1.01	1.01	1.00
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.04	1.00
支承金属溶射工		1.04	1.04	1.00
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設 置工		1.03	1.03	1.00

#### (4) 管路施設

名称	区分	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達 成できなかった場 合
		完全週休2日	月単位の4週8休現場閉所	
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.02	1.00
リブ付硬質塩化ビニル管設置工事		1.02	1.02	1.00

砂基礎工(人力施工)		1.04	1.04	1.00
砂基礎工(機械施工)		1.04	1.04	1.00
砕石基礎工(人力施工)		1.04	1.04	1.00
砕石基礎工(機械施工)		1.04	1.04	1.00
組立マンホール設置工		1.03	1.03	1.00
小型マンホール工		1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工 (ます設置工)		1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工 (取り付け間布設及び支管取付工)		1.02	1.02	1.00

(工事成績評定)

第8条 発注者は、受注者の第5条の取組に対し、表1の週休2日制現場の取組に対する審査項目により評定する。なお、履行できなかつた場合においても、評定を減点しないものとする。

附 則

この要領は令和6年7月1日から適用する。

表1

週休2日制現場の取組に対する審査項目

評定者	考察項目
監督員	<p>「2. 施工状況Ⅱ、工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫 Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。</p> <p><b>【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】</b> 評定点+2点(評定点合計+0.8点)を加点する。</p> <p><b>【対象期間中、「4週8休現場閉所」を達成できた場合】</b> 評定点+1点(評定点合計+0.4点)を加点する。</p>
総括職員	<p>「6. 社会性等Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。</p> <p><b>【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】</b></p>

	評定点+2.5点(評定点合計+0.5点)を加点する。
--	----------------------------